

正誤

令和六年五月二十三日（号外第百二十二号）公布総務省令第四十七号（無線設備規則等の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

一一七ページ第三条改正後欄一行目から一一八ページ一七行目までは次のとおりの誤り。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1・(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

〔ア・イ 略〕

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験の

ための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第四十七号の四、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第二項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イから二まで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びに(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号イ及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、同条第二項、同条第三項第四号、同条第四項第四号、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。〕

二・三 略